新入生・在学生の皆様

新型コロナウイルス感染症予防対策(登校制限・登校制限解除)について

※発熱・体調不良時は必ず以下を確認してください。

※毎朝、検温・体調確認を行い、健康管理表(別紙2)に記入して、登校時大学に持参してください。

1. 登校制限について

次のいずれかに該当する学生は出席停止です。判断に迷う場合は自己判断せず、担任 や健康管理センターに相談してください。

- ※欠席する際は必ず担任や健康管理センターに連絡してください。連絡が無いと公欠が 認められない場合があります。
- 1)自分自身に症状がある場合
 - ①体温が 37.5 度以上
 - ②咳・咽頭痛がある
 - ③痰・頭痛・鼻水が2日以上ある
 - 4呼吸困難感がある
 - ⑤味覚・嗅覚障害がある
- 2)家族・同居者に症状がある場合
 - ⑥家族・同居者が発熱(37.5 度以上)
- 3) 濃厚接触者である場合(自分自身、家族・同居者)
 - (7)自分自身が新型コロナ陽性者との濃厚接触(10日以内)
 - ⑧家族・同居者が、新型コロナ陽性者の濃厚接触者で、PCR検査待ちである
- 4)自分自身が新型コロナ感染症と診断された場合
 - ⑨新型コロナ感染症と診断された(PCR 陽性・抗原陽性を含む)

2. 登校制限解除について

登校停止後の登校許可は原則下記とします。判断に迷う場合は自己判断せず、担任や 健康管理センターに相談してください。

- 1)自分自身に症状がある場合
 - ●発熱等症状消失後の対応について以下の両方の条件を満たすこと
 - ・発症後8日が経過している
 - ・登校制限に該当する症状の消失・解熱(解熱剤を使用せずに 37.5 度未満)後 3 日が経過(症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)

- ●医療機関に受診していたが、医師より「登校を許可する」と記載された診断書が出た (内容を健康管理センター医師が確認したうえで登校制限解除の可否を判断します)
- ●PCR・抗原検査結果が陰性であった場合
- ・PCR 陰性・抗原検査陰性の結果報告(証明書等)
- ・登校制限に該当する症状の消失後 3 日が経過・解熱(解熱剤を使用せずに 37.5 度未満)後 3 日が経過

(症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください) ※ただし、濃厚接触者の場合は陰性でも接触後7日間自宅待機

- 2)家族・同居者に症状がある場合
 - 5 日が経過し自分自身に発熱・症状が無い (家族・同居者の症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)
 - ●家族・同居者の PCR・抗原検査結果が陰性であった場合
- 3) 濃厚接触者である場合(自分自身、家族・同居者)
 - ●自分自身が濃厚接触者の場合:PCR の結果に関わらず接触最終日より7日間自宅待機
 - ●家族・同居者が濃厚接触者でPCR検査待ちである場合:PCRの結果が出るまで登 校制限
- 4)自分自身が新型コロナ感染症と診断された場合
 - ●発症日から 10 日間経過し、かつ、登校制限に該当する症状の消失後 3 日が経過・解熱 (解熱剤を使用せずに 37.5 度未満)後 3 日が経過し、事前に健康管理センターに連絡し許可を得ている

(症状が持続する場合は、担任や健康管理センターに連絡・相談してください)

3. 海外渡航について

海外渡航予定の人は、渡航前に「海外渡航届」を提出してください。(ご家族の場合は、海外渡航先をお知らせください)